

(7) 交付限度額

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数による区分に応じた額を限度額とし、予算の範囲内で決定します。

(例) 令和5年度事業の場合 → 令和4年1月1日時点の外国人住民数
※令和6年度事業における取扱いについては、内示手続きに係る通知等を御確認ください。

交付限度額は次のとおりであり、整備事業・運営事業共通です。

ア 単独方式（交付対象が単独で窓口を設置する方式）の場合

| 区分 | 外国人住民数 | 限度額 |
|------|---------------|---------|
| 都道府県 | — | 1,000万円 |
| 市町村 | 5,000人以上 | 1,000万円 |
| | 1,000人～4,999人 | 500万円 |
| | 500人～999人 | 300万円 |
| | 500人未満 | 200万円 |

イ 共同方式（複数の交付対象が共同で窓口を設置する方式）の場合

① 都道府県+市町村

1,000万円+市町村の外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) A県、B市(外国人住民数800人)、C町(同300人)の場合

→ 1,000万(A県分) + 500万円(市町村分) = 1,500万円

② 複数の市町村

外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) D市(外国人住民数2,000人)、E町(同400人)の場合

→ 500万円(外国人住民数2,000+400=2,400人)

